

# とやまジビエ需要拡大事業業務委託仕様書

## 1 趣旨

富山県では、イノシシ等による農作物被害防止対策の1つとして、捕獲の強化に取り組んでいる。また、捕獲した命を無駄にせず、中山間地の地域資源として有効活用するため、飲食店や処理加工業者等と連携し、安全で良質な「とやまジビエ」のブランディングを推進するとともに、食のイベントなどを通じて、消費者に普及・PRすることでジビエ利用の拡大を図ってきた。

こうした中で、イノシシのジビエ利用率は約2割となっており、依然として多くの個体が埋設や焼却処分されている。そのうち県内での利用率が低く、県内において、さらなる「とやまジビエ<sup>\*</sup>」の需要拡大を推進する。



※ とやまジビエとは、富山県内で捕獲されたイノシシ等を「富山県獣肉の衛生管理及び品質確保に関するガイドライン」に準拠して処理した食用となる野生鳥獣肉のこと

## 2 委託業務の内容

### (1) 県内向けジビエの需要拡大に関すること

イノシシのジビエ利用のうち県内流通割合が令和7年度現在24.9%にとどまっている現状を踏まえ、「とやまジビエ」のさらなる認知度向上を図り、県内における取扱量の拡大につながる効果的な取組を実施すること。

【例】「とやまジビエフェア」開催（デジタルスタンプラリーの導入）、消費者向けアンケート調査（現状把握・課題抽出）、富山マラソン等へのイベントでの出展、地元スーパー等への商談 など

※上記は例であり、提案内容を拘束するものではない。

### (2) 情報発信に関すること

『とやまジビエ』の認知度向上を図るため、幅広い消費者層へのPRを行うとともに、県内で捕れたイノシシの成分分析結果（疲労回復や身体づくりを助ける成分の検出）を有効に活用するなど、特定のターゲットに対する戦略的な広報活動を展開すること。

【例】公式SNS運用、県内プロスポーツ選手とのコラボレーション など

※上記は例であり、提案内容を拘束するものではない。

### (3) その他、目的を達成するために必要なこと

中長期的に消費の裾野を広げるため、単なるイベントにとどまらない、次世代や特定の対象に向けた普及啓発等の取組を効果的に実施すること。

【例】小学校向けの出前授業、専門学生向け調理実習 など

※上記は例であり、提案内容を拘束するものではない。

## 3 関連委託業務等

本業務の遂行にあたっては、有害鳥獣捕獲等の捕獲者、処理加工業者及び飲食店関係者等の関係者で構成される「とやまジビエコンソーシアム（R8.3 設立）」による「とやまジビエ」の普及・振興に向け、別途発注予定の「とやまジビエ需要拡大事業業務」の受注者と相互に協力すること。

#### 4 成果物

- (1) 業務完了後、実績報告書及び動画データを収録した記録媒体（DVD等）を提出する。
- (2) 委託業務により製作したPR資材、データ、写真、イラスト、文書等の著作権（著作権法第21条から28条に定める全ての権利を含む）は、県に帰属するものとする。

#### 5 留意事項

- (1) 本業務の実施にあたり、下記の県のホームページに掲載されている過年度に作成したジビエのPR資材（ガイドブック、レシピブック、調理動画等）を活用することは可能とする。  
<https://www.pref.toyama.jp/1605/kurashi/seikatsu/shokuseikatsu/kj00012862/index.html>
- (2) 不特定多数の者を対象としたポスター・リーフレット等の普及啓発資料作成に要する経費は委託費の対象外とし、本業務の実施に必要な場合は、事前に県と協議すること。
- (3) 本業務における製作物が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
- (4) 本業務の実施にあたり、届出等が必要な場合には、遺漏なく行うこと。

#### 6 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項については、県と協議のうえ対応すること。